

モニタリング結果報告書

平成20年8月

モニタリングの対象となる施策目標	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいつくり及び社会参加を推進すること
------------------	--

1. 政策体系上の位置付け

基本目標	IX	高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
施策目標	3	高齢者の健康づくり・生きがいつくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること
施策目標	3-1	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいつくり及び社会参加を推進すること
個別目標 1	効果的な介護予防・健康づくりを推進すること	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(主な事務事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的評価分析等事業 ・地域支援事業（介護予防特定高齢者施策） ・介護予防市町村支援事業 ・老人保健事業 </div>	
個別目標 2	介護予防に関する普及・啓発や自主的な地域活動の育成・支援を実施すること	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(主な事務事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域支援事業（介護予防一般高齢者施策） </div>	
個別目標 3	高齢者の社会参加・生きがいつくりのための活動を支援すること	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(主な事務事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の社会参加・生きがいつくりの活動支援 ・地域支援事業（任意事業） </div>	
施策の概要（目的・根拠法令等）		
<p>1 目的等</p> <p>高齢者が尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことができるよう、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、介護予防が円滑に展開されるよう支援体制や評価体制を整備する。</p>		
<p>2 根拠法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護保険法（平成9年法律第123号） ○地域支援事業実施要綱（平成19年老発第0413001） ○介護予防市町村支援事業実施要綱（平成18年老発第0331025） ○保健事業実施要領（平成19年老発第0413003） <p style="text-align: right;">等</p>		
主管部局・課室	老健局老人保健課	
関係部局・課室	老健局振興課・介護保険課	

2. 施策目標に係る指標

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 改善した予防給付受給者の割合 (単位:%) (前年度以上/毎年度)	-	-	-	集計中	集計中
2 改善した特定高齢者の割合(単位: :%) (前年度以上/毎年度)	-	-	-	10.2 【-%】	集計中
(調査名・資料出所、備考) <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1は、継続的評価分析支援事業により収集したデータ(老健局調べ)による。なお、継続的評価分析支援事業とは、国が新予防給付サービス等の費用対効果等の評価・検証を行うに当たり、そのデータを取得するため、自治体における評価・検証等に資する事業を支援するための事業である。 ・ 指標2は、介護予防事業報告(老健局調べ)による。なお、介護予防事業とは、市町村が地域支援事業として実施している事業であり、要支援・要介護となる前の高齢者を対象に、要支援・要介護状態になることを予防する目的で行われている事業である。 ・ なお、継続的評価分析支援事業及び介護予防事業は、平成18年度から開始された事業である。 ・ 指標1の数値は、平成21年3月頃に公表予定である。なお、指標1は平成19年1月から平成20年12月までの2カ年間のデータを集計するものなので、年度ごとのデータを算出することはできない。 ・ 指標2の平成19年度の数値は、平成20年12月頃に公表予定である。 【参考】 厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/04/tp0411-2.html					

3. 個別目標に係る指標等

個別目標1						
効果的な介護予防・健康づくりを推進すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	運動器の機能向上プログラムを実施した市町村の数(単位:市町村) (前年度以上/毎年度)	-	-	-	1,216 【-%】	集計中
2	栄養改善プログラムを実施した市町村の数(単位:市町村) (前年度以上/毎年度)	-	-	-	596 【-%】	集計中
3	口腔機能の向上プログラムを実施した市町村の数(単位:市町村) (前年度以上/毎年度)	-	-	-	529 【-%】	集計中
(調査名・資料出所、備考) ・ 指標1~3は、介護予防事業報告(老健局調べ)による。なお、介護予防事業は、平成18年度から開始された事業である。 指標1~3の平成19年度の数値は、平成20年12月頃に公表予定である。 【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/04/tp0411-2.html						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 継続的評価分析等事業						
平成19年度 予算額	427百万円 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()					
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()					
概要: 介護保険制度改革に伴い創設された新予防給付及び介護予防事業について、その実施状況や効果に関するデータを収集し、評価分析を行う。なお、新予防給付とは、要支援の者に提供される介護予防サービスであり、介護予防事業とは、要支援・要介護となる前の高齢者に対して要支援・要介護状態となることを予防するために実施する事業である。 また、本事業の参加市町村数は、現時点(平成20年4月時点)で83である。						
事務事業名 : 地域支援事業(介護予防特定高齢者施策)						
平成19年度 予算額	地域支援事業交付金53,853百万円の内数(補助割合:[国25/100][都道府県12.5/100][市区町村12.5/100]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()					
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()					
概要: 要支援・要介護状態になる可能性の高い高齢者(特定高齢者)を早期に把握し、特定高齢者が要支援・要介護状態となることを予防することを目的として、通所型介護予防事業、訪問型介護予防事業等を実施する。 通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業では、運動器の機能向上プログラム、栄養改善プログラム、口腔機能の向上プログラム等を活用し、生活機能の改善や認知症予防・支援などを行う。						
事務事業名 : 介護予防市町村支援事業						
平成19年度 予算額	282百万円(補助割合:[国1/2][都道府県1/2]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()					
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()					
概要: 市町村が行う介護予防事業等が効果的に実施されるよう、都道府県に「介護予						

防市町村支援委員会」を設置し、広域的な視点から、市町村が行う介護予防に関する事業について様々な支援（住民に対する介護予防に関する普及啓発、市町村の担当者等の資質の向上のための研修等）を行う。

事務事業名	老人保健事業
平成19年度 予 算 額	24,745百万円（補助割合：[国1/3][都道府県1/3][市町村1/3]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要	40歳からの健康づくりと、脳卒中、心臓病等の生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を図るとともに、高齢者が要介護状態に陥ることを予防するため、機能訓練や訪問指導等といったことを行うことにより、自律の促進、援助等を実施した。 なお、本事業については、平成19年度をもって終了しており、平成20年度からは、メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導については、医療保険者が中心的な役割を担い、医療保険者に義務付けられない事業については、市町村が健康増進法等に基づき実施する。

個別目標 2						
介護予防に関する普及・啓発や自主的な地域活動の育成・支援を実施すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	介護予防に関する講演会、相談会等への参加者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	-	-	-	5,752,149 【-%】	集計中
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1は、介護予防事業報告(老健局調べ)による。 なお、介護予防事業は平成18年度から開始された事業である。 平成19年度の数値は、平成20年12月頃に公表予定である。 						
【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/04/tp0411-2.html						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 地域支援事業(介護予防一般高齢者施策)						
平成19年度 地域支援事業交付金53,853百万円の内数(補助割合:[国25/100][都道 予 算 額 府県12.5/100][市町村12.5/100])						
一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要: 地域において、ボランティアや地域活動組織により、社会参加を通じた介護予防に資する活動が広く実施され、このような活動に地域の高齢者が主体的に参加するような地域社会の構築を目指して、健康教育等を通じた介護予防に関する知識の普及・啓発や、地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行う。						

個別目標3						
高齢者の社会参加・生きがいつくりのための活動を支援すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	老人クラブ加入者数(単位:千人) (前年度以上/毎年度)	8,286 【103.0%】	8,190 【98.8%】	7,808 【95.3%】	7,680 【98.4%】	7,444 【96.9%】
2	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業実施市町村数(単位:市町村) (前年度以上/毎年度)	-	-	-	278 【-%】	235 【84.5%】
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1は、「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」(大臣官房統計情報部調べ)における各年度の全国老人クラブ数及び会員数より、1クラブ当たりの平均会員数を求め、これに老人クラブ活動等事業を実施しているクラブ数を乗じた数を加入者数とした。 指標2は、「介護保険事務調査」(老健局介護保険課調べ)によるものであり、毎年4月1日現在の数値である。なお、当該事業は、平成18年度より地域支援事業交付金の任意事業として実施されているものであるため、平成18年度以降の数値を記載している。 						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 高齢者の社会参加・生きがいつくりの活動支援						
平成19年度 予算額	介護サービス適正実施指導事業費3,786百万円の内数 ①老人クラブ等事業 (補助割合:[国1/3][都道府県1/3][市町村1/3]) (補助割合:[国1/3][指定都市・中核市2/3]) ②老人クラブ等活動推進費 (補助割合:[国1/2][都道府県・指定都市1/2]) ③高齢者相互支援事業 (補助割合:[国1/2][都道府県・指定都市1/2]) ④都道府県・指定都市老人クラブ連合会が行う健康づくり支援事業 (補助割合:[国1/2][都道府県・指定都市1/2]) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()					
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()					
概要:老人クラブ活動の育成を図るとともに、高齢者の社会活動を振興し、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動への参加など、高齢者の生きがいと健康づくりに資する事業等を支援する。						
事務事業名 : 地域支援事業(任意事業)						
平成19年度 予算額	地域支援事業交付金53,853百万円の内数(補助割合:[国40.5/100] [都道府県20.25/100][市町村20.25/100][第1号保険料19/100]) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()					
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()					
概要:地域社会において、豊かな経験と知識・技能を生かし、地域の各団体の参加と協力のもとに、高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、市区町村が地域における様々な社会資源を活用し、スポーツ交流や奉仕活動など各種活動を行う事業を支援する。						